

令和元年度 第3回 青森県子ども・子育て支援推進会議

日 時 令和2年2月5日（水）

14：00～15：30

場 所 ホテルクラウンパレス青森 光峰の間

(司会)

会議に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。事前に配布させていただきました資料として、本日の次第、それから名簿、席図、資料の1-1、1-2、資料の2、3、4と5-1と5-2となっております。不足などございましたらお知らせください。その他に本日は机の上に働き方改革推進事業認証制度の御案内ということでカラーのチラシを1枚お配りしています。こちらは県の事業のPRということでございますので、よろしくお願いいたします。

それではただ今から、令和元年度第3回青森県子ども・子育て支援推進会議を開催いたします。私は進行を務めます、こどもみらい課課長代理の大水と申します。よろしくお願いいたします。

まず開会にあたりまして、知事より御挨拶を申し上げます。

(青山副知事)

皆さんこんにちは。私は副知事の青山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、三村知事、公務が重なり出席がかないませんでした。知事から開会にあたりましての挨拶を預かってまいりましたので、代読させていただきます。

まずは先般県立の児童自立支援施設において、被措置児童等の虐待事案が発生したことにつきまして、深くお詫び申し上げます。今後こうした事案が二度と発生することのないよう、対策を徹底してまいります。

それでは令和元年度第3回青森県子ども・子育て支援推進会議の開催にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

本日は御多忙のところ御出席くださり、誠にありがとうございます。また日頃から子ども・子育て支援の推進に格別の御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、近年、全国的に人口減少や少子高齢化が急速に進行しており、人口減少社会の対応は本県のみならず我が国の最重要課題となっております。国においては昨年12月、まち・ひと・しごと創生長期ビジョンの改定と、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を閣議決定し、政府が一体となって人口減少への対応に取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自立的で持続的な社会を創生することを目指すこととしています。

こうしたなか県では昨年4月から新たにスタートした県政運営の基本方針であります青森県基本計画「選ばれる青森への挑戦」におきまして、人口減少克服を最重要課題に位置づけ、全庁一丸となって各種取組を積極的に展開しているところです。さらに今年度中に策定予定の次期県総合戦略においても、引き続き出産・子育て支援について重点的に取り組むこととしております。人口減少克服への道のりは決して平坦ではありませんが、県民の幸福感に溢れる青森県をつくっていくため、積極果敢に取り組んでまいりますので、今後とも皆様の御支援と御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

本日は今年度中に策定予定の次期「のびのびあおもり子育てプラン」の原案等につつまし

て御説明させていただきます。この原案では国の方針や県のこれまでの取組の成果と課題を踏まえ、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに向けた取組のさらなる充実を図るとともに、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つことを、総合的に支援する社会づくりに一層取り組んでいくこととしております。

委員の皆様にはそれぞれの専門的な見地から忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます、開会にあたりましての挨拶といたします。

令和2年2月5日 青森県知事 三村申吾 代読

本日はよろしくお願いいいたします。

(司会)

ここで恐縮ではございますが、副知事は公務のため退席とさせていただきます。

次に会議内容の公開についてお知らせいたします。この会議は公開で行っております。また議事録として皆様の発言内容を要約し、県のホームページに後日掲載いたします。予め御了解をお願いします。

本日は委員20名のうち16名の御出席をいただいております、会議が成立しているということをお報告いたします。欠席の方は神山委員、長尾委員、橋本委員、その他本日急遽秋元委員も欠席という御連絡をいただいております。

つづきまして事務局職員を紹介いたします。

神健康福祉部次長です。

久保杉こどもみらい課長です。

三上子育て支援グループマネージャーです。

齋藤児童施設支援グループマネージャーです。

学校教育課 三和主任指導主事です。

ここからは議事に入ります。議長は佐藤会長に務めていただきます。佐藤会長よろしくお願いいいたします。

(佐藤会長)

それではよろしくお願いいいたします。

議事に入る前に本日の議事録署名者を指名させていただきます。長谷川委員と前田委員にお願いいたしますので、よろしくお願いいいたします。

それでは早速議事に入ります。まず「のびのびあおもり子育てプラン」後期計画(案)の意見募集結果について、事務局から御説明を願います。

(事務局)

事務局から説明をしたいと思います。資料の1-1をご覧くださいと思います。1枚紙になります。

子育てプラン後期計画（案）についての意見募集、パブリックコメントの結果についてでございます。10月に開催した前回の会議で、委員の皆様から御承認いただいた計画（案）について、令和元年12月6日から令和2年1月6日までの期間、県民の皆様からの意見を募集する、いわゆるパブリックコメントを実施したところでございます。県のホームページの他、県のこどもみらい課、県政情報センター、合同庁舎の地域住民情報コーナーで案内を備え付けて募集しましたところ、1人から3件の御意見をいただいております。

対応方針につきましては資料1-2を御覧いただきたいと思っております。資料1-2の方で意見の内容、それからそれに対する県の考え方、それから対応方針についてまとめております。

まず1つ目、計画（案）の14ページの結婚支援の関係の意見でございます。意見の内容ですけれども、「計画には結婚の望みをかなえるためにいろいろ書かれてありますけれども、国立社会保障・人口問題研究所が行った第15回出生動向基本調査の結果において、結婚の障害となっている理由が男女ともに「結婚資金がない」という回答が1位になっているので、それに対してどうするかという視点が少ないように思います」というものでございます。

これに対して県の考え方ですが、県では平成29年度から「あおり働き方改革推進企業認証制度」というものを実施しております。働き方改革に取り組む企業を認証し支援することで、企業における正社員への転換や最低賃金アップ等、若者の経済的安定を図る取組を行っております。今回の意見を踏まえまして計画（案）の14ページを修正いたしまして、その旨を追加記載することにしたいというふうに考えております。

それから2つ目の意見、計画（案）の41ページに記載されております児童相談所に勤務する職員の資質向上についてでございます。意見の内容といたしますと、「児童相談所に職員を配置しても3年ごとで別の分野に異動してしまい、ソーシャルワーク能力の向上のためにどうするのかが書かれていない。異動するにしても児童福祉分野内で回ってもらい、児童相談所の児童福祉司や社会福祉士、精神保健福祉士等のソーシャルワーカー専門職としてその能力のさらなる向上のために、各士会への入会をお願いします」という内容でございます。

これについては県の考え方でございますけれども、児童相談所の児童福祉司等の資質向上については、計画（案）のなかで児童相談所における人材育成に向けた取組という項目のなかでいろいろ取組が書かれてございます。今後、児童福祉司と児童心理司の育成モデルを作成いたしまして、そのモデルに基づいた人材育成に取り組むことを既に計画に記載してございますので、この意見の反映状況については記載済みということで回答したいと考えております。

ちなみになのでございますけれども、人事異動については職員個人の希望も踏まえる必要がありますので、配置部署を特定するわけにはいきません。今後も個々の希望を踏まえつつ適正配置に努めていくという形になるのだらうと思っております。また、県では平成27年度から、福祉職の採用を始めております。児童相談所の他、福祉事務所等に配置をいたしているところで

ございます。なお社会福祉士会等への入会については、あくまで個人の判断ということになりますので、県としては回答しないこととしたいと思います。

それから3つ目の意見でございます。教育分野についてでございます。計画(案)の51ページになります。意見の内容といたしますと、「スクールカウンセラー、それからスクールソーシャルワーカーを現在何人配置しているのか、本当は何人必要としているのかなどが書かれていません。その人数と資質向上に向けた取組を記載してください」というものでございます。

これについてはまず現状ということでは、今年度スクールカウンセラー80人、スクールソーシャルワーカー28人を配置いたしまして、県内の全公立学校に派遣できる体制が整っております。計画のなかではカウンセラー、それからソーシャルワーカーも配置いたしまして、学校における教育相談体制の充実、それから教員の資質向上を図ることが、施策の取組として既に記載されております。またその成果を評価する物差しということで、不登校児童数の減少、1年後の対象の解消率など、最終的に目指すものを計画の目標指標ということで設定しております。

カウンセラー等の配置数については、今後の児童・生徒の実態、教育環境の変化にあわせて見直しすることになる可能性もありますけれども、配置そのものは目標達成するためのあくまで手段ということになります。

県では計画に基づく施策についてこの計画の事業編ということで、別葉で作成する予定にしております。その中で令和2年度当初予算に計上する関連事業などを紹介することにしておりますので、カウンセラー等の配置数についてはその事業編への記載を検討するというところで、実施段階検討ということにしたいと考えております。

以上この内容で御承認いただければ、この資料1のとおりの内容で計画公表までに県のホームページ上に公開したいというふうに考えております。

続きまして資料の2を御覧いただきたいと思っております。分厚い資料になりますけれども、こちらが計画の最終案ということになります。パブリックコメントを実施してから若干字句の修正ですとか、用語の注釈の追加などの軽微な修正がございますけれども、今回は大きく変わったところのみを説明したいと思っております。

まずは14ページになりますけれども、先ほどの結婚支援のところになります。パブコメの意見を参考に結婚に向けた若者の経済的安定の取組を追加いたしております。

それから33ページになります。教育それから保育の提供体制の確保の内容と実施時期等に関する表になります。この表は市町村計画の積み上げということになるのですが、各市町村においても現在、計画の策定の作業中ということでございます。年度末に正式に策定されることになるわけですが、今後若干修正が入る可能性がございます。今後、県の計画の製本の校正の段階で修正が入る可能性もございますので、御了承いただきたいと思っております。

次の34ページも同様に修正の可能性がございます。

それから38ページになります。社会的養育の推進に関する部分でございますけれども、まん中やや上の辺りに、①当事者である子どもの権利擁護の強化という項目がございます。この中の1つ目のボツのところになります。一時保護及び施設入所措置・里親等委託された、あるいはされる子どもということになっておりますけれども、前は「委託された子ども」ということで、過去形の表現になっておりました。先月の社会的養育推進計画策定ワーキングチームのなかで、ある委員の方から、「この権利擁護というのは委託された子どもだけではなくて、委託される前の事前の説明の際にも権利擁護を保障されるべきだし、そういった取組がされるのではないか」というふうな意見がございましたので、「委託されたあるいはされる」ということで修正いたしております。

以上、主な修正箇所となります。

なお、この計画の目次の前に知事の挨拶文を掲載することになります。それから後ろの方には資料編ということで、この推進会議での検討の経過ですとか、委員名簿、それから県附属機関の条例、関係法令などを付けて製本する予定になっております。

以上でございます。

(佐藤会長)

どうもありがとうございました

この後期計画(案)につきましては、前回、皆様にいろいろと御意見を伺ってきたところでありまして、それを踏まえましてパブリックコメントを行った結果、お1人の方から先ほどご説明のありました3件の御意見があったということで、その3件について資料にございますように、1つについては文章を修正したと。それから2番目については既に記載済みということで対応したと。それから3番目には実施段階で検討するというふうに対応したいと。それからその他33ページ、34ページ等では、これから市町村の統計結果によって修正の可能性があるかと。それから38ページには先ほどのような言葉で修正を加えたということでございますが、それで最終案ということで御提案がございましたけれども、ただ今の説明等につきまして御意見や御感想等ございましたら、どうぞ御指摘いただければと思いますが、いかがでしょうか。

何か御不明な点がございましたら、それも含めて。

(渡邊委員)

保育連合会の渡邊と申します。確認なのですが、40ページ辺りから43・44ページ辺りに人財確保とか人財育成という言葉が出てくるのですが、

私、今まで会議で気がつかなかったのか、説明を聞き逃したのか、人財の材が材料ではなくて財産の財を使われているのですが、これは一般にはやはり材料の材を使いますよね。敢えてこの財産の財にした理由は、何かどこかに注意書きか何かあるのかなと思って探してみたのですが、ちょっと見当たらなかったもので、これだと誤解を招くと思いま

すけど、どういう意図でこの財産の財になったのか。知りたいなと思います。

(佐藤会長)

いかがでしょうか。

(事務局)

お答えいたします。県の方ではよく人材は宝であるということから、材のところを宝という意味で財を使用しております。他に県の基本計画という一番大きな計画があるのですが、こちらの方でも同様にそういう趣旨で使っておりますので、今回、そちらに合わせたかたちで整理させていただいております。

(渡邊委員)

なるほど。そういう経緯があったのであれば。ただ初めて見る方にとってみれば、若干違和感を感じざるを得ないと思いますので、そういう点を書いておいた方が。

(事務局)

資料2の23ページの真ん中、ちょっと目立たないところにあるのですけれども、※印で。

(渡邊委員)

ありました。ありがとうございます。

(佐藤会長)

よろしいでしょうか。

(渡邊委員)

はい。

(佐藤会長)

その他、鳴海委員。

(鳴海委員)

青森県議会の鳴海でございます。

パブリックコメントのNo.1なのですけれども、修正文によりますと働き方改革に取り組む企業認証支援事業というふうにあるのですが、これは結婚資金がないということに対する取組として、働き方改革に取り組む企業のみを対象とするのかどうかというところが分かりづらいのですが、どのような意図でしょうか。

(佐藤会長)

いかがでしょうか。

(事務局)

直接お金が足りないということにつきまして、経済的な給付という面につきましては書くことはなかなか難しいということがございまして、それに繋がる施策としてどういったものが考えられるかということで、県の方で取り組めるものとしては今現在取り組んでおります働き方改革の認証制度を行っておりますので、そちらの方でいわゆる若者の経済的安定を図るという視点の方でもってやっていけないかということで記載しておりましたので、御了承願いたいと思います。

(鳴海委員)

はい、理解しました。

(佐藤会長)

どうもありがとうございました。よろしいでしょうか。

その他。前田委員。

(前田委員)

青森県社協の前田です。

5ページの総論ですけれど、2番、交際・婚姻の動向ということではありますが、ちょっと数字が上がっているのですが、ちょっと聞いておきたいと思います。

平成30年に実施したということで、調査の結果、独身者のうち交際相手がいない人72.7%、ここの72.7%の男女別の数、それからもう1つは交際相手が欲しいと思う人の割合は41.4%の男女別の数字が分かっていたらお知らせ願います。

(事務局)

まず、男女別なのですが男性が75%、それから女性が71%ということになってございます。それで平均が72.7%という結果になっております。

(佐藤会長)

もう1つ、欲しいという人でしたか。欲しい人が41.4%。そのなかでの男女別ですね。

(事務局)

男性が49.7%、女性が35.4%という結果になっております。

(佐藤会長)

よろしいでしょうか。欲しいという方では大分男女差が顕著にあると。

その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それではパブリックコメントの意見3点についての対応と、それから資料2のいくつか、3点についてを含めてまして、この最終案としての「のびのびあおもり子育てプラン」の後期行動計画、この協議会としてお認めしてよろしいでしょうか。

それではこの会議としては、この後期計画をお認めすることです承したいと思います。

続きまして後期計画に関わる今後のスケジュールにつきまして、事務局に御説明願います。

(事務局)

資料3を御覧いただきたいと思います。次期プラン策定に向けたスケジュール予定でございます。

子ども・子育て支援推進会議、今年度につきましては第1回目の7月24日、第2回10月28日、今回3回目の会合ということで、3回に渡って計画の内容について協議・検討を行ってまいりました。

今後についてなのですが、下の方になりますけれども、3月上旬になりますけれども、知事を本部長といたします青森県子ども・子育て支援推進本部において、後期計画を承認していただくことになっております。そして3月中に知事の文書での決裁を受けまして、作成公表ということになります。後期計画については前期計画と同様、3月下旬までに印刷製本いたしまして、委員の皆様、それから関係機関の方に郵送いたします。

それから県のホームページにも一式掲載することといたしております。

以上でございます。

(佐藤会長)

ありがとうございます。

ただ今御了解いただいたこの後期計画(案)についての、今後のスケジュールを御説明いただきましたが、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。それではただ今説明いただいたようなかたちでこのプラン策定を進めてまいるといことで御了解願います。

続きまして幼保連携型認定こども園部会における審議状況について、事務局から御説明願います。

(事務局)

それでは資料4に沿って説明してまいります。

幼保連携型認定こども園部会ですけれども、この資料にあるように都道府県に条例でこ

ういう審議会を設置するというにされておきまして、本県におきましてはこの青森県子ども・子育て支援推進会議の部会として設置しているものでございます。

担当事務になりますが、幼保連携型こども園設置・廃止・認可・事業の停止・施設の閉鎖の命令及び認可の取消、といったことについての調査審議をするということになっておりまして、委員はこの資料にあるとおりの7名の委員にお願いをしております。

今年度ですけれども、例年、年度末に、4月1日からの移行を目指してそれぞれ認可の申請が上がってくるものですから、3月にこの部会を開催していたところですが、今回は委員の皆様の任期の都合もございまして、現委員の任期のうちに開催したいということで、ちょうど1週間前の水曜日であります1月29日に開催いたしました。出席の委員が資料には7名となっておりますけれども、こちら1名御欠席でしたので6名に修正をお願いしたいと思います。

部会の内容ですけれども、今回は設置認可の申請が4件ございまして、そちらについて審議をしたところです。ちなみに4件はこの資料の2枚目でございます、こちらの4つの施設ということになります。こちらの施設についていろいろと御審議をいただきましたが、最終的にはそれで認可が適当ということで認められたところでございます。

これによりまして県所管の幼保連携型認定こども園は、今度の4月1日現在で147施設となる見込みだということになっております。

県全体の状況としましては、この一番下のグラフのとおりということになります。県所管の施設147と申しましたが、これには中核市所管分が入っていないので、こういう状況になっておりますけれども、中核市所管分を含めた幼保連携型認定こども園は231になる見込みということになります。

その他、保育所若干、それと紫色の保育所型認定こども園は1件増加で認定こども園が4件増加、その上にありますオレンジ色の幼稚園型認定こども園は2件増加、それと一番上が地域型保育事業ということで、こちらは市町村が認可して行う比較的小規模の事業になりますけれども、こちらの方が4件増加ということで、県全体の施設としては519施設になるという見込みになりました。

報告は以上でございます。

(佐藤会長)

ただ今の報告ですが、御質問等ございますでしょうか。渡邊委員。

(渡邊委員)

これも確認なのですが、質問させていただきます。

資料4の縦棒グラフのR1、令和元年度、それからR2（見込）のなかで、認定こども園の数なのですが、R1、令和元年度の幼稚園型・幼保連携型保育所等を足すと287ヶ所になるのですが、先ほどの後期計画の26ページの上にある表を見ますと、288とな

っています。1園の差があって、令和2年度の目標も295で、この縦棒グラフの方は3つの認定こども園を合わせると294で、1ずつ、ずれていっているのですけれども、これはどういうことか教えていただきたいなと思います。

(事務局)

その1件のずれについては、今、内容についての詳細資料を持ち合わせておりませんので、その内容を確認して修正すべき方を修正して対応したいと思います。よろしくお願いいたします。

(渡邊委員)

数字、もしはっきりした数字が分かったら、保育連合会の方にまで渡していただければと思います。

それともう1つ、地域型保育事業の方の内訳は小規模と考えてよろしかったでしょうか。

(事務局)

その施設の種類の把握をしていないのですけれども、分かり次第、こちらは3市を中心に4ヶ所新設されるということになっております。

(渡邊委員)

できればまた、お知らせください。

(佐藤会長)

それでは渡邊委員の御指摘くださった数字については、後ほど確かめて必要があれば御指摘に沿いながら対応していくということで、御了解いただきたいと思います。

その他、後藤委員。

(後藤委員)

質問です。資料の2の今の26ページのところなのですけれども。一番上の表でこども園の目標設置数ということで、令和6年が320という数になっています。今、令和元年、お話があったように287~8のところから320と増えるのですけれども。

例えば同じ資料の63~4ページのグラフで、63ページには本県の年少人口の推移がありますが、後ろの方で推計と書いてある矢印の下のところに関して、年少人口が少しずつ減っていく状態でありまして、64ページのところにある出生率のところなど、多少微増のような感じですかね、緑のものと青の棒グラフのところを見ながら。上の説明のところでも、増えも減りもしない状態を維持するために必要なもの、大きく下回っているということであるならば、今言われているように少子化で子どもの数が減っていくなかで、こども園の数

が増えていくということに関しては、どういうふうなイメージを持てばいいのでしょうか。

(事務局)

事務局から説明をいたします。

こちらの26ページの認定こども園の数の目標数ですけれども、確かに委員の御指摘のとおり増えていくという見込みとなっておりますけれども、現状の施設に、さらに新たに認定こども園が設置されるということではなくて、現状でも認定こども園が新たに設置されるという例は少ないという現状があって、実際にはこれまでの保育所や幼稚園から移行していくということが実際の形態であります。この認定こども園の数は増えますけれども、その一方で保育所なり幼稚園なりが段々移行していくので数が減っていくということで、少子化という実態を踏まえて、認定こども園は増えますが他のそういう施設が減っていくというふうなことで考えております。

以上です。

(後藤委員)

ありがとうございます。もう1つなのですけれども、これも県の方か渡邊先生の方になると思いますが。例えば地域差、都市部の方は青森県内でも待機児童があるという話は聞いたことがあるのですけれども、県内の地域差ですとかというのが課題になっているものなのかどうかということが1つ。

あとは資料2の27ページにありますように、従事者の確保というところにおいては、こういうふうにこども園の数を増やすというところも含めながら、県の方もそうですけれども今後どういうふうな見込みといたしますか、従事者を増やす計画なのでしょうけれども、どうなのでしょう。

(事務局)

それでは今の件について御説明いたします。

まず県内の待機児童は県内で地域差があるのかという話ですが、県全体では4月1日時点では待機児童は0という状況がここ数年続いておりますけれども、年度後半になるに従って段々待機児童が発生するというので、3月に向けて段々増えていくという状況があるわけです。その増え方については地域によってある程度偏りというのはやはり認められるところ。主に都市部では待機児童がやはり多いという状況があります、というところが県内の状況です。

それと保育士、保育従事者の確保の件ですけれども、今御説明いたしました年度後半になると待機児童が発生しますというお話の主な原因としては、青森県としては施設そのものというよりは、対応する保育士がなかなか確保できないということが主な要因になっているというふうに考えておまして、県としては平成27年度から保育士・保育所支援センタ

一というところを設置しまして、潜在保育士の掘り起こしですとか、あるいは現在働いていらっしゃる保育士さんの離職防止といったところについて取り組んでいるところでございます。以上です。

(佐藤会長)

よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

その他、村上委員。

(村上委員)

医師会の村上でございます。

後期計画についてはこういう案でいいと思います。1つ、資料の2にありますように、青森県の人口はこのデータを見ますと非常に悲観的で、今130万人くらいですけど半分にになります。20年～30年後には80万、50万人くらい減るとなっていますね、データを見ますと。

そういう人口減少はなぜ起きるかと言いますと、やはり少子化で子どもが生まれない、結婚しない、それが一番の原因だと思います。非婚ですよ、人口減少になるのは。ですからここをどうするか、地球温暖化と人口減少がこれから日本・世界の、この日本では一番の問題ですが、青森県でも本当に大変で、あと20年後のデータを見ますと、年少人口がもう6万、7万ともすごい減ってきますし、生産人口も減ってきてどういう社会になるかすごく危惧されます。

やはり今がこうして我々が話していても、小学校・中学校、学校の統合併合、それから幼稚園の子どもたちもいなくなるし、近年はいいのでしょうけれども、20年・30年を考えると果たしてその学校がどうなるのか、幼稚園・保育園がどうなるのか。これだけ人が減っていったら半分以下、必要なくなる危険性もあると思うのです。だからそこをどうして止めていくかというのが非常に青森県も難しい。

これは次世代育成支援事業ですので子育てプランで、子育てはいいのですけれどこの少子化に対して、この資料2の目次を見ますと、結婚という言葉が、各論第3章、「結婚の望みをかなえる」、ここしかないのですよね。ですから後は子どもが生まれてからの問題なのですけど、私たちの次世代、孫たちのことを考えると、どういう社会がくるのか青森県としてもシミュレーションして欲しいと思いますし、結婚はこの項目にしかないのですよね。ですから人口減少における少子化、青森県における少子化対策とか、そういう問題をこの事業で、次世代育成ですから次の代を育成する、そのためには産まなければならない。今一番少子化になっているのは結婚しないということが原因。

そういう流れのなかで、やはりもう少し青森県の少子化に対する項目として、それももっと重点を置いてやって欲しいと思います。少し危機感がないですね、本当に。3～4年後はいい。本当にこのデータを見ると20年後・30年後どうなるのだろうと。学校・教育、今、

医療もそうです、それから就職も何もかもそうですし。

孫にこの前話しをして「あなたたちが40、50になったらロボットにもう負けるのだよ。ロボットに支配されるのだよ。」という、そういう未来の話もしました。やはり20年後・30年後でも、子ども、中学生以下の子が5万・6万くらいになってしまいますね。そういうシミュレーションをして、もう少し具体的に子どもが少なくなる、大変だというなかで、学校はこうなって、こうなって、子どもがこうなって、もう少し具体的に県の方で、当たりはずれはあるのしょうけれど、もっと具体的に、こういうのを若い人たちに結婚しないとこうなるよというのを、脅かしではないのですけれど、本当に県としても具体的なシミュレーションで20年後はこうなると、1つ1つ学校はこうなる、町はこうなる、生活はこうなるって、もっと細かい具体的なものを見せない、今の若い人たち、子どもたちは真剣にならないと思います。

やはり少子化でどうなるか、10年後・20年後・30年後、いろいろデータを集めたり、その辺を具体的に、私も含めて見てみたいし、こうなるのだろうなというのが出てこないですね。

県においても子どもがいなかったらどうなる。幼稚園・保育園・学校はどうなるとか、医療はどうなる、病院はどうなる、社会はこうなる、町はこうなるという、そういう細かいシミュレーションを出して、見せていかないと。やはりもっと真剣になってもらわないと。そこをリードして県の方でこれから事業の活動として、そういうのをやってみせて欲しいのですけど。

やはりこの項目で少子化対策という項目が入ってないですね。子育てですからやらないのかもしれませんが、次世代育成ですから、子どもを産ませる、結婚させる。今は出会い系とか職場とかという話が出ていますが、もっと、こうしないとヤバイのだぞと、危機になるのだよという20年後のあれをもっと具体的にシミュレーションしてみせて欲しいので、その辺いかがでしょうか。

(佐藤会長)

重要な御指摘いただきましたけれど。これ一時的な問題ではなくて恒常的にこれからずっと真剣に危機感を持って取り組んでいくべき問題だということで、県の方で十分御検討いただいて村上委員の御意見をお聞きいただければと思います。よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

(事務局)

村上委員の少子化対策にもっと具体的に取組んで、危機感を持って取組まなければいけないということについては、まさにそのとおりの御意見だと思っております。

ただ、少子化対策の克服に向けては、本当に人口減少の対策とともに福祉だとか、学校教

育の場面だけではなくて、経済の問題ですとか、さまざまな関係する国の施策や、一体的に全庁あげて取り組んでいかなければいけないことだと思っております、その人口減少対策であったり、そのなかでの少子化対策ということについては、先ほど冒頭、青山副知事の挨拶にもありましたように、昨年4月にスタートいたしました「青森県基本計画『選ばれる青森への挑戦』」のなかで、これは県、全庁上げて取り組まなければいけない課題であるということ。それから今日朝刊の新聞にも若干記事が載っておりましたが、昨日も県のなかで人口減少対策の推進本部がございまして、そのなかで次期総合戦略、県の総合戦略ということをつくっていく、そのなかでも人口減少対策、そしてそのなかにおける少子化対策に向けた取組というのは、非常に喫緊の課題として捉えて、積極的に各部局で連携して取り組んでいくということにしておりますので。

この計画に具体的に載せるというより、もっと大きい本体の県の計画のなかで、そこは課題として捉え積極的に取り組むこととしております。

(佐藤会長)

どうもありがとうございます。

はい、どうぞ。

(村上委員)

少子化の一番の原因は何だと思えますか。

(事務局)

結婚ということもあるかと思いますが、県のなかでは、人口減少というなかでは、今やはり若者の定着だったり、女性の定着・県内への定着ということを積極的に進め、その上での結婚などということを進めていこうということ考えております。

(村上委員)

長い間減ってきている一番の原因は非婚だと思いますよ。環境どうのこうのではなくて。結婚をする人口が減っているから子どもが生まれなし、人口減少しているのですよ。それが一番。あとは経済的な問題もありますし、若者の認識・結婚意識・恋愛意識も変わってきていますけれど。やはり結婚しないから少子化、グラフで、資料で見えていますよね。

ですからそのところに集中して、例えば前もありましたけれど、子どもが生まれたら100万円あげるとか、結婚資金を出してあげるとか、具体的なものも全然見えてこないし。一番少子化の原因は非婚ということが出ていますので、データで。

(佐藤会長)

分かりました。先ほどの結婚の問題で、県で危機感を持って対応して欲しいという御意見

をいただきましたので、どうぞよろしく御検討いただきたいと思います。

それでは後期計画については、これで審議を終わることにしまして、この会議の特徴で、委員の皆様から協議事項をいただいております。今回も西川委員と後藤委員から検討課題が提出されております。

まず西川委員から御提案いただきたいと思います。

(西川委員)

NPO法人コミュニサーあおもりの西川と申します。よろしくお願ひいたします。

前にも議題として出させていただいたことはあったのですが、不登校の対策について今回はまた出させていただきました。

協議事項とする理由及び内容としましては、不登校については集団に馴染めないとか発達障害、それから先ほど結婚の方のお話も出ましたが、貧困とか家庭の事情、それから本当に多種多様な一人ひとり違った要因によって生じることから、不登校になったり学校に行き渋りになったりしている子が年々増えているデータも確認しておりますし、校長先生方とお話した際もそういったことを危惧していらっしゃるということで、御意見をよくいただいております。

そのなかで私たちもフリースクールという形で当法人では対応させていただいていますが、さまざまこういう活動をしている方、それから不登校に対して具体的にフリースクールのような形ではないにしても、ここに集まる皆さん、子どもたちまたは発達障害であったり、貧困であったり不登校・学校に行き渋りというようなかたちで取り組まれている専門の方がたくさんいらっしゃるということで、関係団体が集まってその対策をもっと具体的に検討する必要があるのではないかとというふうに、常日頃、私どもも思っておりますし、さまざまな同じような団体さんとお話しても、やはりそういったことが出るという現状を踏まえまして、まずは各委員の皆様がの団体における、今回は不登校ということで提案させていただきましたが、実際にその支援や取組等があれば知っておきたいですし、そちらについての課題等があれば是非お聞きしたいなというふうに思ったのが①番となっております。

それから県の方でも取組をいろいろされておられると思うのですが、そちらの取組をまずここにいる全員で共有できたらなということで、私も改めて私が知っているもの以外でもしあればということで、お聞きしたいというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

(佐藤会長)

それでは2番の県の取組の方をご説明いただきたいと思います。事務局、よろしくお願ひいたします。

(事務局)

学校教育課の三和です。私の方から資料5-1のうしろの方に付いておりますポンチ絵を基に御説明したいと思います。

まずはデータの方はないのですけれども、平成30年度の全国の状況というふうなことで、全国国立・公立・私立の小中学校の数字ということで言いますと。前年度から約20,000人増の164,528人が平成30年度不登校というふうなことになっております。これは1,000人当たりで見ますと16.9人という数字になります。

本県の状況ですけれども、本県の国立・公立・私立の小中学校の数字ということでいきますと、前年度から30人増の1,326人となっております。これを1,000人当たりで見ますと14.6人ということで、全国と比較するとやや少ない状況にありますが、できるだけ安心して学校で学べるよう対応していく必要があると考えております。

こうした状況を踏まえて、県教育委員会では不登校等の未然防止の取組を推進するために、ポンチ絵にありますとおり、安心できる学校づくり推進事業というのを実施しております。これを簡単に御説明したいと思います。

まず取組1というところでは、この事業では各教育事務所管内の中学校1校、計6校を研究指定しまして、授業をはじめとする教育活動のなかで、一人ひとりが認められ活かされるよう、教師が意図的に働きかけをして、生徒にとって自己有用感や充実感が得られる居場所づくりというのを行うこととしております。また行事のなかで生徒の話し合いにより内容を定める場面や、協力して活動する場面設定をして、ふれあいのなかで互いの良さに気づき認め合う、絆づくりと呼んでいますけれども、これに取り組むこととしております。

こうした取り組みをとおして、生徒にとって安心して学べる環境を整え、不登校の未然防止に努めるという内容になっております。この研究に関しては、学校の取組の成果として、各地区の生徒指導担当者による協議会の場で報告して、県内の普及を図ることとしております。

もう1つは取組の2になりますが、こちらの方は不登校の状態になってしまった子への支援ということになります。不登校児童生徒に対する支援の取組として、市町村教育委員会や福祉関係、さらには民間の団体等による不登校児童生徒支援連絡協議会というのを開催しております。この会議ではフリースクール等の民間団体の取組について理解を深める他、不登校児童の支援についてグループ協議をとおして児童生徒や保護者支援のためのネットワークづくりというのをこの会議でしております。

この他、ここには載っていませんが、県総合学校教育センターでは、児童生徒の自立と学校への復帰を支援する適応指導教室というのを開設しております。そのなかでは面接相談、それから宿泊体験などの体験活動を実施するなど、個々に応じた指導や支援を行っているところです。

不登校児童生徒の支援は学校のみでの対応では非常に難しく、多様な団体機関との連携は欠かせないと感じております。今後とも子どもたちの社会的な自立に向けて、西川委員はじめ多くの方々へ協力いただき、有効な対策を講じていきたいと思っておりますので、御協力よろし

くお願いいたします。

以上です。

(佐藤会長)

ありがとうございます。

ただ今、県の取組の状況について御説明がございましたが、もう少し、西川委員の方から様々な団体が集まってその対策を検討する必要があるということでしたが、例えば県の方での取組2にございますように、そこを踏まえて、いかがでしょうか。取組の必要性や何か、こんな問題、あんな問題、どうぞ御指摘をいただければ。

(西川委員)

まず今、三和様の方から御回答をいただいた中で、私も教育委員会さんの方でやっていらっしゃる協議会の方にも参加をさせていただいて、情報交換をさせていただいている最中でございます。

ことに今一步、そういうふうに進むようになっていただいて、私たちも非常に嬉しく思っております、そういった場でももちろん情報交換をできるのですが、やはり例えば学校の現場の先生方に関しても、まだまだ民間との接点でしたり、どういった協働ができるかとか、そもそもフリースクールとかそういった居場所ってどういうところなのかとか、そういうことをものすごく知らない先生方がまだまだ多い印象が、学校に何うと受けるので、そういった理解もまた今後引き続き、できれば急ピッチで進めていただければありがたいなと思っておりますし、私どもも県や学校現場とかと協働、協力しながらやっていきたいという希望があって運営しておりますので、そういった先生方が増えることで私たち自身がやれることというのも、多分もっと具体的に見えてくると思えますし増えていくと思うのですね。

なので、そういったことをお願いしたいのと、やはり今、まだ始まったばかりですのでその協議会の方も情報交換という形でどうしても終わってしまっていて、もう少し、先ほども言ったとおり具体的な支援方法とかを、皆困っている課題とかを、少し時間はかかるかもしれませんが出し合って、それに向けて、じゃあどこがどういうことをしていくという形でやっていけたら、非常に実際困っている方たちが助かるんじゃないかなというふうには毎回感じるころでもあります。

そして皆様からもいろいろ、どういったことをしているのか、してないのかということをお聴きしたいのですが、例えば私たちのフリースクールという立場から言わせていただければ、例えば先ほども言った発達障害ですとか家庭の事情、貧困というのものすごく大きな問題になっているところが、現実問題、本当に見える状況です。通わせたいけれど、なかなかお金を払えない。私たちは運営をしていて、やっぱり来る方たちに無くさないでくれと言われるので、でも運営上、やはり税金があるわけでもないお金をとってやるしかないというところで、本当にお互いにどこで落としどころという話に実際なりますので、具体的

に私たちのようなフリースクールとか居場所づくりをしている者からすると、たくさん問題はあつて貧困の方も受け入れられるような状況を作つてあげたいという思いもあつてやつておりますので。

例えば他県でも徐々に出て来ておりますが、県とか市とか、そういった公共のところからの公的な学校のような、そこまでいなくても利用する方たちへの金銭的な補助だつたり、例えば県内いろんなところから当法人で言えば青森市の方に来てくださる方が今、まだいらつしやるので、定期の補助だつたり、場合によってはそういう団体への補助ということをやつているところもありますので、どういった形が青森にそぐうかどうかは、これからいろんな方の御意見をいただいて考えていく必要はあるかと思うのですが、場所を無くさない、それから官民連携してしっかりとやつていける土台を作るためには、やはり民間もしっかり運営していけるような形を作らなければならないのではないかなということは強く私たちは感じているところですので、お願いします。

(佐藤会長)

ありがとうございます。というような状況を西川委員の方から御提案がございましたが、何か委員の方々から。新井谷委員、お願いします。

(新井谷委員)

はちのへ未来ネットの新井谷と申します。

私どもの団体でも不登校や引きこもりの交流会を実施しております。先ほど御説明にありました、不登校に対する教育支援推進のための協議会というのが八戸ではちょっと見えていないかなと。学校と、それから私たちみたいな民間の機関との交流ということは、協議会というのはちょっと経験がしたことはなく、どこが主導で実施しているのでしょうか。やはり学校の学務課が主導で行つていることでしょうか。

(事務局)

この事業に関しては、我々の方では30年度、そして今年と、まだ2年しか経っていないのですけれども、ようやく様々な機関からの支援をいただきながら開いているところで、まさにこれからいろいろ関係するところに声を掛けて、そして子どもたちのために話合う会議ですので、来年度に向けてもいろいろ考えていっているところです。

これからそういう輪が広がっていくのではないかなと思います。

(新井谷委員)

ありがとうございます。非常にそこを今日もちよつと申し上げたいなと思つておりました。期待しているところであつて、私たち実際に居場所づくりや学習支援などを今行つていますが、実際に来て、来週私立高校の受検があるので中学生2名くらいが毎週、週

に2・3回通ってきて、ボランティアの先生方に時間調整をしながらお願いをしているような状況があります。

でも居場所づくりもそうですが、相談件数が非常に多くて、週に1・2件の相談、中学生、高校生が多いですかね、非常にそれが多くて、これだけ手厚い受け皿みたいなことがあるにも関わらず非常に切羽詰まった状況というのが私たちのところには届いていまして、高校生本人のSNSでの相談事例もあります。

その中でやっぱりすごく感じるのは、最近、そのSNSを通じた相談というのも結構全国的にもあって、私どももそのマニュアルのようなものを勉強させてもらってやってはいますが、非常にいい面もありますが難しい面もある。合えば、ヒットすれば非常にその子が会話をしていく中で変わっていく状況も分かるのですが、非常にやっぱり顔が見えないところで自分の気持ちの浮き沈みを、もうその場にダイレクトにぶつけてきます。

高校生からあがってくる声は、まず「死にたい」「生きていたくない」「どうやったら死ぬだろう」「消えてなくなりたい」、それが生の声だなと思っております。それをやはり受ける方も一人ではこれは個人的には無理だなと、私たちもチームを組んでやっていますが、それでも非常に厳しい状況ではあります。

先ほど、まず村上委員さんもおっしゃっていましたが、少子化、それから結婚しないということに関して、まず子どもたちは人を信用していないですね、そういう子どもたちは、まず大人も信用していなければ人を信用していない。そして自分も信用してないのです。それで自分も出せない。コミュニケーションが不足しているから、まず誰かと知り合って仲良くなって、結婚に至ってというそのプロセスが非常に難しいのだろうということをひしひしと感じております。

やはりこれは早急にというか、今おっしゃっていた学校の中での対策は私たちは見えませんが、おそらく先生方も一生懸命取り組んでいらっしゃるんだなということは分かります。ただ、学校に行けない、そこからはみ出した子どもたちを、やっぱり一人ずつ救い上げたいという西川さんの御意見、私たちも同感で、やはり一人ひとりにどのように寄り添っていくのかということ考えた時に、やはりバラバラなんですね。様々な推進会議があります。でも本当にそのSNSで困っている子どもに医療機関をまずお勧めしますと言っています。やはり予約を取るのも難しく、月に一遍の診療とかという具合になります。そうすると毎日、日々変わっていく子どもの心を、それを月に1回、半年に1回というスパンではなかなか難しいなど。専門的なことも私たちは言えません。例えば「お薬をどのくらい飲んだらいいのでは」、そういうことはまず一切言えません。そうなってくると病院でどのような対応をしているのか、やっぱりそここのところを知りたい。それから学校の先生方はこの子に対してどう思っているのかということも知りたい。

なので、Aさん、Bさん、Cさんに対するケース会議みたいなものを持ってないのかなと常に思っています。全体で、この生徒をどうしようということではなく、Aさんに対して誰かがどのように関わっていけばいいかという、それこそ具体的な支援の仕方をやりたい

など、しなければいけないなというのをひしひしと感じていて、では誰が主導でやるかとなった時に、私たち民間団体が病院の医師に、「この子はどうですか」というふうには入っていけない状況です。学校に行っても門前払いですね。

個人情報の問題があります。誰れさんが困っていますということを、学校は多分開示できないし、病院も開示できない。でもその子は実際困っているんです。

なので、その子に寄り添っていくためには、やっぱりケース会議的なものやっつけていかなければいけないというのは感じていますが、今でも、30年度からやっているという支援の形がもっと具体的に個人情報というところも難しいとは思いますが、一個人を救えるようなルートづくりといいますかシステムづくりといいますか、そこを行政の方からちょっとやっていただくとすごくありがたいなと思っております。

(佐藤会長)

どうもありがとうございます。重要な御指摘をいただきました。

非常に重要な喫緊の、これからもっともっと深刻化していくような問題だと思います。持続的に御審議をいただければと思います。

では最後に小形委員。

(小形委員)

県の小学校長会の小形と申します。

今、不登校のことについて話し合いがなされているのですけれども、確かに小学校の場面においても不登校の数の多さというのは目に見えて増えてきているなという印象は受けております。

ただし、原因として、西川委員が言ったように発達障害とか家庭の事情とか、様々な原因があるんですね。そこを一つひとつ、個人、その子に応じて違いますので、その理由に応じて学校側はやはり一つひとつ、真摯にきちんと対応していると、本当にどの学校でもそうであるとこれは言えます。

学校の方でもスクールソーシャルワーカーとかスクールカウンセラーとかと連携をしながら、家庭とも連携しながらいろいろ対策をとっております。学級担任はもちろんのこと、全教職員、保健室の先生であったり、あるいは教頭先生であったり、看護主任であったり、皆が一堂になってその不登校の子どもたちに対応しているというのが現状と言えるかなと思います。

今、学校を不登校の子どもたちの家庭に持って行ってあげようということをよく私は言います。どういうことかと言うと、学校になかなか来れない、来たくても来れないという状況なので、それだったら学校から行こうじゃないかということで、定期的にこの家庭を訪問して、最初はその子どもは会ってくれないかもしれないけれども、行くに従ってだんだん会ってくれるんですね。そうするとプリントを持って行ったり、今日、学校でこういうことを

やっているんだよというのを話すだけでも、これは学校生活に結び付いていきますので、是非学校から届けようじゃないか、学校を届けようということで今、やっております。

それから私のいる学区ではコミュニティスクールというのを行っておまして、不登校だけではなく、全ての小学校・中学校、学区の5つの小中学校が自己有用感を持った子ども・生徒の育成ということで、何とかその子たちが自分は有用感があるんだと、もう社会的にも僕はいいんだ、大切な存在なんだということを、是非子どもたちに届けようということで、不登校だけではなくてそのような取組をしているということをお伝えしたいと思います。

現場は一生懸命、一生懸命、どの子についても対応をしているんですけども、なかなかその原因が多岐にわたっておりまして難しいところが本音のところですよ。ですから先ほどから話をしているように、各関係団体とかいろんなところが、やっぱりこれは学校任せということではなくてやはり協力をしながらやっていくのが本当かなと。

それからもう1つ最後に、子どもの生活環境の変化ということもこの不登校の一因として大きなものがあるのではないかなと考えているんです。というのは、夜遅く、2時頃までゲームをやって、そうすると朝7時にご飯を食べて登校というのはなかなか難しくなります。お家の方も共稼ぎとかで夜にならないと帰ってこないという状況なので、子どもの生活環境ということも、やはり大きな一因ですから、そこにも視点を当てながら。貧困とか、そういうものもありますが、そこも大きく関わっているのではないかなということをお話いたします。

以上です。

(佐藤会長)

どうもありがとうございました。短時間ではなかなか、実態自体もうまく掴めないような大きな問題だと思います。これを機会にまた西川委員に頑張ってください。

それでは後藤委員の御提案を願います。

(後藤委員)

私の方からは、社会的養護の児童たちの進学率についてということです。この関連は資料2の社会的養育の子どもたちの部分に関係してくるものでしょうし、40ページの⑤の社会的養護により育った子どもの自立支援等に関連してくることかと思うので揚げさせていただきます。

2に書いてありますように、例えば施設とかファミリーホーム、里親さんなどのもとで生活をしているいわゆる社会的養育下の子どもたちの進学についてということですが。平成29年度の全国の全高卒者の進学率は大学で約52%、専修学校・専門学校等約22%ということでした。それに対して児童養護施設の入所児童は、大学で約16%、専修学校等で15%、里親委託の児童などは大学で28%、専修学校等で17%ということになっています。

数字だけ見ると、確かにぐっと低いですが、半分ぐらいになっているのですが。ただ、それだけで単純に社会的養護児童等の進学率が低いというふうに捉えるのも少し切ないなと思っていました。

この社会的養護に携わる関係者等、もしくは行政関係もそうですけれども、様々な場所での行政説明ですとか、社会的養育児童の進学率が低いということを結構いろんな場所に取り上げられるんですが、単純にその数値だけの比率ではなくて、下段の方に書いていますけれども、社会的養護児童等という、我々の施設などにいる子どもなどもそうですし、里親さんなんかの子どもさんもそうなのかもしれません、単純に学費という問題だけではなくて、進学すると今度はそこに係る生活費等も含めた費用の問題というのが発生しています。県の関連施策として掲げられていますので、一応いろんな奨学金などもありますし関連施策のものでもそういうところで援助というものもあります。それは大変ありがたいのですが、ではそれで全てが賄えるのかということもそういうものでもないです。やはり学費、生活費に本人のアルバイトなど、様々なところから、いろんな形で捻出をしていかなければ大学に就学をしていくことができないということがまずあります。

また、この奨学金等に関しても、これも別の会議で話になったことがあったのですけれども、なかなかこれに関しても敷居が高いというか、評定がいくらいくらというところがあって、そこに達していなければもらえないというものもあつたりします。

また一般的な家庭の児童という言いぶりが正しいかどうか分からないですが、一般家庭の子どもたちのように、少なくない費用を用意して、いわゆる評定がそれほどに高くない私立大学等に進学をするということもできないということになるならば、選択肢も少なくなっていくと思います。

そういう意味で、社会的養護下の子どもたちの進学率の低さというのは、単純に施設だからとか社会的養護の子だからということではなくて、その背景には様々なものがあるということだと思います。

今、この前に話のあった不登校の話などもそうですが、皆さん方がおっしゃられたような、家庭において不登校で引きこもりで暴力が発生した子どもたちがどうにもならなくなって我々のところに来て、我々の施設でも不登校、引きこもりというところで。ただ今、新井谷さんがおっしゃられたように、じゃあその子にフィットした、何がフィットするのかも分からない手探りの状態でいろいろやっていかななくてはならなくて、ついぞフィットしないままその学年、学校を終えてしまう可能性もありますし、現に高校の不登校というか学校に行けないではなくて行かないと。それ自体も原因そのものが、今おっしゃったようにその子の気質的な困難さとか、いろんなものがあつたりということで、複雑にいろいろ絡んでいて、その成育歴とかもあつたりとか、ということなんです。

となるならば、例えばそういう子どもたちが中学校の途中で施設入所し、その後何年かで高校に向け、大学に向けという向上の気持ちを持って向かっていけるかということ、なかなかそこは回復しづらかったりもするということであり、その先の進学率等に関してもなか

なか難しくなってくるというのが出てきますので、そういうふうな意味において、やはり今の話にもあった、子どもたちもそうですけれども社会的養護・養育下の子どもたちというのは、いろんな困難さを抱えて、事情を抱えて生きている中で、この進学率というのは、逆を言うと立派かなと思いますし、今はもっともっと大学に行きたいという子どもたちも出て来ていますので、もう少しこれから伸びるんだろうなと思います。

ですので、ステレオタイプに社会的養育・養護児童の進学率が低いという数字だけを捉えて出すのは軽々かなというところで、もしここにおられる皆さんが関係のところでは何かそのような話、こういう話題が出たならば、今のようなことも1つ背景にあるんだということを言い添えて、それで社会的養育・養護下の子どもたちの進学の困難さというものを社会認知の方に向けてアナウンスをしてもらえれば、我々としてはすごく助かるなということで取り上げさせてもらいました。

(佐藤会長)

ありがとうございます。是非、この社会的養護児童の進学率の問題について、今、後藤委員が訴えていただきましたけれども、この場だけの共通認識ではなくて、是非皆さんがこの場を離れてそれぞれの活動の場に移られた時にも、この問題を広めていただければというのが後藤委員の願いであったかと思えます。

できれば、もっとここで皆さんの御意見を伺って議論を深めたいと思うのですが、是非皆さんそれぞれのお立場でこの問題を広めていただければと思います。

次の問題に移りまして、安田委員と長谷川委員に御意見等をお伺いしたいと思いますが、安田委員、いかがでしょうか。

(安田委員)

公募委員の安田と申します。

今回の会議は、多分今まで以上に内容の濃い話し合いというか意見の交換があったと思います。私が県のホームページを見て公募委員に応募した理由というのが、私は青森県外に居住していた時期がありまして、その時、子どもを出産して、また青森県に戻って来て、戻る際に友人たちに、「青森県に帰るの。可哀そうだね。」と言われたんですね。非常に、私は生まれてこの方、青森県民なので、なんだそれはということで、非常にカチンときた部分もありました。実際、転入してきて、まず手続き云々から始まって、やはり、多分ここに皆さんご参会されている方は多分一度は大学等の進学で県外に出て、違う状況下に身を置いて、またそれでも青森に戻って来たという方々が多分ほとんどだと思いますが、やはり知事がいつもおっしゃっている、「選ばれる青森県」というのをまず我々たち、県民一人ひとりが最大のテーマにしていかなければいけないというのは、非常に戻って来てから、多分県外に出なかったら私はそういう意識にならなかったと思うんです。

やはり、ここにいる人たち、例えばもちろん行政の方々とかではなくて、本当に県民一人

ひとりがこういった少子化、子どもに対する支援とか、そういうのに対してもっともっと当事者意識を持っていかなければ、絶対この問題というのは解決しないことだと、この委員をやってこの2年間、非常に思うところです。

でも、多分私個人で何ができるかという、本当に小学校のお友達のお母さんに、こんなことを県で一生懸命にやっているとか、職場の人に、こういうのを県で一生懸命やっている、だから私たちもこういうのを一人ひとり、個人個人がやっていかなければいけない、もっとギアチェンジをしていかなければ、2段階、3段階上げていかなければ青森県が無くなってしまふかもしれないというのを、私の子どもは今、小学校2年生なんですけれども、ちょっと酷だなと思いつつも話はしているので。一旦出てもいいけれども、もう一回戻って来て、地域を活性化するような人になってほしいというのが心の中でずっと思っていることなんです。

なので、私がこの2年間通して思っていることは、草の根的ではないんですけれども、ちょっとうっとうしいと思われるのも何なんですけれども、小さいことから県民一人ひとりの意識、どこかにずっとその意識を持ち続けられるように何かで発信をしていければなど思っています。

以上です。

(佐藤会長)

どうもありがとうございました。熱い気持ち、ありがとうございます。
長谷川委員、いかがでしょうか。

(長谷川委員)

公募委員の長谷川です。私は現在、大学4年生で、大学で社会福祉について勉強をしてきました。それで私は子どもの福祉にとっても興味があったので、この公募委員に応募させていただいたんですけれども。

この会議に参加していてすごい思ったのが、人口減少とか青森県の若い人たちが減っていくという話をしていた中で、子どもの人数もやっぱり減っていているので、私が一番思うこととして、せっかく今青森県にいる子どもたちで困っている子どもとか、先ほど話していた不登校だったり引きこもりだったりという子どもたちを、一人ひとり手厚く保護してあげて支えてあげることで、やはりそういう子どもたちが後々大きくなった時に青森県に少しでも貢献したいとか残りたいという思いが強くなっていくのかなというふうに私も思っています。

なので一人ひとり、この少ない子どもたちをバックアップしてあげられるような体制というのがとても大事なのではないかなと、この会議に参加していて思いました。

また私の友人も結構関東の方とかに出て行ってしまっていて、そのままあちらで就職をするという子たちも多いんですけれども、中にはこっちに戻ってきたいという子も多くて、その

理由としてはやはりあちらに出たことで青森県の住みやすさだったり土地柄の良さというのを分かって、改めてこっちで生活をしたいと思う子がいるというのを知って、私はずっと青森県にいたのでその辺はちょっと分からないんですけど、そういう子たちがいるということは、やはり青森県にもいい点というのはすごいあるんだなと思うので、そういう子たちが戻ってきたいと思えるそういう土地柄とか住みやすさということに加えて、こういう子どもを育てる子育ての環境をすごい充実するものにしてあげるということも、それがあつてより青森県に戻って来たいと思う私たちの年代の人も増えてくるんじゃないかなと、この会議に出てすごく思えましたので。

私は来年から青森県庁の職員として働く予定なので、今回の2年間、この委員として参加していて学んだことというのを、自分がこれから子どもたちであつたり困っている人たちに、福祉という面から提供してあげられるような、専門職として働いていきたいなと思っています。

ありがとうございました。

(佐藤会長)

どうもありがとうございます。どうぞよろしくお願いします。

それでは事務局からお知らせ、よろしくお願いします。

(事務局)

こどもみらい課、舘山と申します。事前に机の上にチラシを配布させていただきました。

「あおり働き方改革推進企業認証制度のご案内」ということでございます。

青森県ですけれども、全国と比べて仕事をしながら育児をしている女性がすごく多いという中であつて、男性の育児時間が全国よりも短い状況にあります。

そういう子育てをしやすい職場環境づくりというところを目的としてこの認証制度を運用しておりまして、是非皆様にも御協力をいただきたいと考えております。各団体の会議等でも普及啓発に御協力をいただければよいなと思いますし、実際に取り組んでいただければなと思いますので、是非御協力の方をよろしくお願いします。

以上です。

(佐藤会長)

それでは急がせた面もあろうかと思いますが、本日は終わりにさせていただいて、事務局にお返しいたします。

(司会)

進行、どうもありがとうございました。

閉会にあたりまして、神健康福祉部次長から御挨拶を申し上げます。

(神次長)

閉会にあたりまして、私の方から一言、御挨拶を申し上げます。

本日は大変多くの貴重なご意見・ご提言をいただきました。誠にありがとうございました。

この「のびのびあおもり子育てプラン」後期計画につきましては、今後、知事を本部長といたします青森県子ども・子育て支援推進本部におきまして成案とする手続きを進めさせていただきたいと思っております。

計画の策定後は、これまで皆様からいただいた御意見・御提言等を踏まえながら、県民や各関係方面のお力添えもいただき、本県の子ども・子育て支援に関する総合的な施策の充実に努め、全ての県民が「ここに生まれて良かった」、「ここに暮らして良かった」と思えるような、そういった青森県の実現にむけて取り組んでまいりたいと思っております。

今後とも、関係機関、団体の皆様方の御支援・御協力をお願い申し上げますが閉会にあたっての御挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

(司会)

皆様、長時間にわたり御協議をいただき、大変お疲れ様でした。

以上をもちまして、令和元年度第3回青森県子ども・子育て支援推進会議を閉会いたします。

本日はどうもありがとうございました。

<終了>